

# 構造関係規定調書（小規模建築物用（木造住宅等））

既存建築物に対する増改築の計画は下記のとおりです。

建築主 氏名 \_\_\_\_\_  
 ( ) 建築士 ( ) 登録 第 \_\_\_\_\_ 号  
 設計者 氏名 \_\_\_\_\_

## A 既存建築物の把握（法第3条、第86条の7、令第137条）

確認済証交付年月日/確認済証番号	年 月 日 / 第 _____ 号
検査済証交付年月日/検査済証番号	年 月 日 / 第 _____ 号
備考	

## B 増築又は改築をする部分の床面積の規模（令第137条の2）

<input type="checkbox"/> 既存建築物の延べ面積の1/20以下かつ50㎡以下である	既存部分の危険性を増大させずに増改築を行う	→ C（ケースⅢ）
<input type="checkbox"/> 既存建築物の延べ面積の1/2以下である	<input type="checkbox"/> 増改築部分と既存部分が構造上一体である	→ C（ケースⅠ）
	<input type="checkbox"/> 増改築部分と既存部分が構造上分離する	→ C（ケースⅡ）

## C（ケースⅠ） 建築物の構造計画【増改築部分と既存部分が構造上一体である場合】（令第137条の2第2号、H17告566号）

【建築物全体】	必要な図書
<input type="checkbox"/> 耐力壁を釣り合いよく配置する等の規定に適合することを確かめることによって、構造耐力上安全であることを確かめたものとみなす場合	→ <建築物全体について> ・耐久性等関係規定に適合していることを示す図書 ・耐力壁を釣り合いよく配置する等の基準に適合していることを示す図書 <増改築部分について> ・現行の仕様規定に適合していることを示す図書
<input type="checkbox"/> 構造計算によって、構造耐力上安全であることを確認する場合	→ <建築物全体について> ・耐久性等関係規定に適合していることを示す図書 ・構造計算によって構造耐力上安全であることを示す図書 <増改築部分について> ・現行の仕様規定に適合していることを示す図書
<input type="checkbox"/> 既存部分の基礎を補強し、既存部分の基礎以外の部分は、現行の仕様規定に適合させる場合	→ ・既存部分の基礎が耐久性等関係規定に適合していること及びその補強方法について、大臣が定める基準に適合する構造方法であることを示す図書 ・増改築部分と、既存部分の基礎以外の部分について、現行の仕様規定に適合していることを示す図書

## C（ケースⅡ） 建築物の構造計画【増改築部分と既存部分が構造上分離する場合】（令第137条の2第2号、H17告566号）

【既存部分】	【増改築部分】	必要な図書
<input type="checkbox"/> 耐力壁を釣り合いよく配置する等の規定に適合することを確かめることによって、構造耐力上安全であることを確かめたものとみなす場合	→ 現行の仕様規定に適合させる場合	・構造上分離された既存部分と増改築部分のそれぞれについて、耐久性等関係規定に適合していることを示す図書 ・構造上分離された既存部分について、耐力壁を釣り合いよく配置する等の基準に適合していることを示す図書 ・構造上分離された増改築部分について、現行の仕様規定に適合することを示す図書
<input type="checkbox"/> 耐震診断基準に適合させる場合 （新耐震基準に適合させる場合も含む）	→ 現行の仕様規定に適合させる場合	・構造上分離された既存部分と増改築部分のそれぞれについて、耐久性等関係規定に適合していることを示す図書 ・構造上分離された増改築部分について、現行の仕様規定に適合することを示す図書 ・構造上分離された既存部分について、耐震診断によって地震に対して安全であることを確かめたことを示す図書又は新耐震基準に適合することで、地震に対して安全であることを確認する場合の図書 ・既存部分の地震以外に対する安全性を確認したことを示す図書
<input type="checkbox"/> 構造計算によって、構造耐力上安全であることを確認する場合	→ 構造計算によって、構造耐力上安全であることを確認する場合	・構造上分離された既存部分と増改築部分のそれぞれについて、耐久性等関係規定に適合していることを示す図書 ・構造上分離された増改築部分について、現行の仕様規定に適合することを示す図書 ・構造上分離された既存部分と増改築部分のそれぞれについて、構造計算によって構造耐力上安全であることを示す図書
<input type="checkbox"/> 耐震診断基準に適合させる場合 （新耐震基準に適合させる場合も含む）	→ 構造計算によって、構造耐力上安全であることを確認する場合	・構造上分離された既存部分と増改築部分のそれぞれについて、耐久性等関係規定に適合していることを示す図書 ・構造上分離された増改築部分について、現行の仕様規定に適合し、かつ、構造計算によって構造耐力上安全であることを示す図書 ・構造上分離された既存部分について、耐震診断によって地震に対して安全であることを確かめたことを示す図書又は新耐震基準に適合することで、地震に対して安全であることを示す図書 ・既存部分の地震以外に対する安全性を確認したことを示す図書
<input type="checkbox"/> 既存部分の基礎を補強し、既存部分の基礎以外の部分は、現行に仕様規定に適合させる場合	→ 現行の仕様規定に適合させる場合	・構造上分離された既存部分の基礎が耐久性等関係規定に適合していること及びその補強方法について、大臣が定める基準に適合する構造方法であることを示す図書 ・構造上分離された既存部分の基礎以外の部分及び、構造上分離された増改築部分について、現行の仕様規定に適合していることを示す図書

## C（ケースⅢ） 建築物の構造計画【構造上一体となるか、又は独立するかを問わない】（令第137条の2第3号）

【建築物全体】	必要な図書
<input type="checkbox"/> 既存部分の危険性を増大させずに、増改築を行う場合	→ ・増改築部分について、現行の仕様規定に適合していることを示す図書 ・既存部分の構造耐力上の危険性が増大しない増改築であることを示す図書